

障害者控除対象者認定で税の控除が受けられます

確定申告の際、障害者手帳等を持っていなくても「障害者控除対象者」として認定されている方は、税の「障害者控除」が受けられます。障害者控除が適用されると、対象者本人または対象者を扶養している方の税負担が軽減される場合があります。

申請の後認定された方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、税の申告の際に提示してください。

○対象者 精神または身体に障害のある65歳以上で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者と同程度の人

※障害者等の判定は、「介護認定審査会資料」・「障害者・特別障害者控除対象者認定用意見書」に基づき行います。

○申請方法 福祉課に備え付けの申請書を提出してください。※認定には数日かかります。

◎次の方は、申請の必要はありません。

- ・非課税であり、扶養に入っていない方
- ・障害者手帳等をお持ちの方

障害者控除額(所得から控除される金額)

控除区分	所得税(国税)	住民税(町・県民税)
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円



問合せ：福祉課
なかたにしずえ
(担当)中谷静江 ☎33-6056

「里親制度」説明会及び相談会

「里親制度」をより深く知っていただくために、説明会及び相談会を実施いたします。興味のある方は、ぜひご参加ください。

○内容 ①里親制度の概要説明 ②質疑応答 ③個別相談会

○日程 2月4日(土) 午前10時～正午

○場所 総合交流センター きらり

◎申込み・問合せ：里親普及促進センターみやざき

☎0985-20-1220 メール:satooya@kodomo-bunka.org

参加費無料。事前にお申し込みが必要です。

労働相談会

宮崎県労働委員会では、仕事の都合などで平日の昼間に労働相談を利用することができない方々のために、平日夜間、土曜日、日曜日にも相談ができる「労働相談会」を実施します。

○日時 2月13日(月)から2月19日(日)まで
(平日)午前8時30分～午後8時 (土・日曜)午前9時～午後5時

○対象者 県内事業所に勤務する労働者及び使用者

○場所 労働委員会事務局(県庁3号館 6階)

○相談方法 電話、面談、ファックス、宮崎県労働委員会ホームページ内の専用フォーム

○相談専用電話 ☎0985-26-7538 (働くあんしんサポートダイヤル)

◎問合せ：宮崎県労働委員会 ☎0985-26-7262 FAX 0985-20-2715

障がいのある方やそのご家族が、交流しながらお互いの悩みや心配ごとを共有し、地域で安心して生活できるようにするための活動をされている町内の団体をご紹介します。



団体の名称	概要	対象者
新富町身体障害者福祉協会	身体障がい者の自立更生と社会参加、地域社会との相互理解を深め、障がい者の福祉向上を図ることを目的とした団体です。視察研修、各種行事参加、各種団体との交流などの活動を行います。	身体障害者手帳をお持ちの方 (級は問いません。)
新富町心身障がい児(者)父母の会	障がい児(者)の理解を深めるための啓発活動、会員相互の親睦を深めるための交流活動、激励訪問、視察研修などの活動を行います。	心身障がい児(者)の父母、保護者
新富町視覚障害者福祉会	視覚障がい者の社会参加を実現し、さらなる生活の向上を目的として活動を行っています。ボランティアの方にお手伝いいただきながらスポーツや農業体験、さまざまなイベントを企画し参加します。	視覚障がい者
新富町ふたば会 (新富町精神障がい者福祉会)	精神障がい者とそのご家族の交流を図り、福祉施策の充実に向け関係機関・団体と連携し、当事者とそのご家族の福祉向上をめざします。茶話会や交流会、イベント参加などの活動を行います。	精神障がい者及びその家族 この会の趣旨の賛同者

支援ボランティア団体

団体の名称	概要
新富音声訳グループ「たんぽぽ」	視覚障がい者の方の生活と社会活動の支援を目的に、町や議会などが発行する広報紙の記載内容を録音し配布するボランティア活動を行う。
新富手話サークル	聴覚障がい者の方の生活と社会活動の支援を目的に手話通訳のボランティア活動を行う。手話の技術向上のための講習や研修会を実施するとともに会員同士の親睦を図ります。

★ 関心のある方であればどなたでも参加できます。どうぞお気軽にお問い合わせください。

新富町役場 福祉課 社会福祉グループ
 電話 (0983) 33-6382 ファックス (0983) 33-5237

